

大阪府障がい者介護給付費等不服審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）、大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例（大阪府条例第3号）及び大阪府障がい者介護給付費等不服審査会要綱その他の法令に定めるもののほか、大阪府障がい者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(呼称)

第2条 令第48条第1項に規定する不服審査会の合議体は、4合議体を組織し、それぞれ、第1合議体から第4合議体と称する。

2 前項の各合議体の委員の構成は、不服審査会において定める。

(合議体の選定)

第3条 会長は、条例第2条第2項による知事からの審査の求めに応じ、その都度、事件の内容等を勘案し、審査する合議体を選定する。

(委員の除斥)

第4条 合議体の委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議事及び議決に加わることができない。

- (1) 委員、その配偶者又は三親等内の親族が、当該審査請求の審査請求人又は代理人である場合。
- (2) 委員の所属する指定障がい福祉サービス事業者、若しくは、指定障がい者支援施設等又は指定特定相談支援事業者等が、審査請求人に対し、サービスの提供を行っている場合。
- (3) 当該審査請求人に関して、法第16条第2項に規定する市町村審査会の委員として意見を述べ、又は法第20条第2項に規定する認定調査を行った者である場合。
- (4) その他不服審査会が利害関係を有すると認めた場合。

2 前項に該当する委員が当該審査請求を取り扱う合議体の委員として指名された場合、委員は、会長に申し出るものとする。

(欠席)

第5条 委員が、会議に出席できないときは、開会時刻までに不服審査会の会長、又は、合議体の長に届け出なければならない。

2 欠席委員は、委任によって議事及び議決に加わることができない。

(会議の非公開)

第6条 合議体は原則として非公開とする。ただし、審査請求人等から申し出があり、出席委員の3分の2以上の賛成があったときは、この限りでない。

(議事)

第7条 不服審査会の議事は、会長がつかさどる。

2 合議体の議事は、各合議体の長がつかさどる。

(会議録)

第8条 不服審査会及び合議体を開催し、議事についての会議録を作成したときは、会長又は議長となった委員がこれに署名するものとする。

(医師等への調査依頼)

第9条 法第103条の規定に基づく知事が指定する医師等は、調査する案件が生じたときに個別に選任する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。